

福島再生加速化交付金（第52回）  
《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】  
（地域情報発信交付金） 第3回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）（地域情報発信交付金）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額について

23市町村等に対して、国費約464百万円（全体事業費約927百万円）。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業

地方公共団体が自らの創意工夫によって行う復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等の情報発信及び関連施設改修その他の取組を支援する。

《別添資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金第52回《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】第3回》交付可能額
- ・別紙2：地域情報発信交付金 事業概要

本件連絡先 復興庁原子力災害復興班 担当：岩崎、園山、鈴木

電話：03-6328-0248 FAX：03-6328-0295

福島再生加速化交付金第52回≪福島定住等緊急支援【地域  
魅力向上・発信支援事業】第3回≫交付可能額

(単位：百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額（国費）
福島県	577	288
福島市	9	4
郡山市	20	10
白河市	20	10
須賀川市	5	3
相馬市	15	8
南相馬市	49	24
伊達市	4	2
桑折町	20	10
国見町	9	5
川俣町	28	14
大玉村	3	2
鏡石町	20	10
只見町	20	10
北塩原村	4	2
猪苗代町	3	2
鮫川村	12	6
石川町	5	3
玉川村	12	6
三春町	17	8
富岡町	12	6
浪江町	33	16
飯舘村	30	15
合計	927	464

注(1) 精査の結果、今後変動があり得ます。

注(2) 端数処理により、合計と一致しない場合があります。

# 地域情報発信交付金

【別紙2】

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

## 事業概要・目的

- 福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑制する必要がある。
- そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。
- 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。
- このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えるとともに風評の払拭を図る。

## 期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

## 資金の流れ

復興庁

各市町村  
県

## 事業イメージ・具体例

- (1) 対象自治体  
福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県
- (2) 事業メニュー
  - ①地域の魅力向上・発信事業
    - 【情報発信事業】
      - ・風評動向調査、体験等企画実施、情報発信コンテンツ作成、ポータルサイト構築
    - 【人材活用事業】
      - ・企画立案のための外部人材の活用、地域の語り部の育成
  - ②関連施設の改修  
地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修
- (3) 交付率 1/2※ ※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額（別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり）